

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和5年5月25日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2200613号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2300010号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和57年4月26日から昭和61年5月1日まで
② 昭和62年2月26日から平成3年5月1日まで

A社に勤務した請求期間①及びB社に勤務した請求期間②の厚生年金保険の加入記録がない。給与明細書等は保管していないが請求期間①及び②について、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間としてほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者のA社に係る雇用保険の加入記録により、請求者が当該期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録及び紙台帳検索システムにより、事業所の名称検索を実施したが請求者が勤務していたとするA社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、A社の事業主の親族は、期間は特定できないが請求者が同社に勤務していたとしているものの、請求期間①当時、同社は厚生年金保険に加入しておらず、請求者の給与から厚生年金保険料を控除していない旨回答している。

さらに、請求者は、A社における同僚の氏名等を記憶していないため照会することができない上、同社の事業主の親族は、請求期間①当時の資料(従業員名簿、賃金台帳、出勤簿等)は保管していない旨回答している。

2 請求期間②について、請求者のB社に係る雇用保険の加入記録により、請求者が請求期間②のうち昭和62年2月26日から平成2年1月26日までの期間において同社に勤務していたこ

とが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となった日は平成2年2月7日であり、同日より前の期間において同社は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、B社で、厚生年金保険の被保険者資格を取得した事業主以外の同僚10名は、同社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日と雇用保険の離職日が概ね符合している上、照会可能な同僚4名に照会し、2名から回答を得られたが請求者が同社に勤務していたことは記憶しているものの、同社における請求者の勤務期間等について確認することができない。

さらに、B社は平成2年12月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、履歴事項全部証明書で確認できる代表取締役及び取締役4名のうち3名は既に亡くなっており、他1名は連絡先不明であることから、請求者の給与からの厚生年金保険料の控除については、不明である。

- 3 このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。